



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 条例

- \*2 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (監察査察課)..... 9
- \*3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 10
- \*4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ( " )..... 11
- \*5 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 ( " )..... 12
- \*6 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ( " )..... 12
- \*7 和歌山県土地開発基金条例を廃止する条例 (財政課)..... 13
- \*8 和歌山県土地開発公社債務保証対策基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 ( " )..... 13
- \*9 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 14
- \*10 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課)..... 16
- \*11 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例 ( " )..... 18
- \*12 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 ( " )..... 19
- \*13 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (行政管理課)..... 21
- \*14 和歌山県部設置に関する条例の一部を改正する条例 ( " )..... 23
- \*15 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 ( " )..... 26
- \*16 和歌山県立自然公園条例の一部を改正する条例 (環境生活総務課)..... 26
- \*17 和歌山県自然海浜保全地区条例の一部を改正する条例 ( " )..... 36
- \*18 和歌山県男女共同参画センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (青少年・男女共同参画課)..... 37
- \*19 和歌山県紀南児童相談所設置条例の一部を改正する条例 (子ども未来課)..... 37
- \*20 和歌山県女性保護施設なぐさホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例 ( " )..... 38
- \*21 和歌山県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ( " )..... 39
- \*22 和歌山県DV相談支援センター設置条例 ( " )..... 39
- \*23 和歌山県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例 (長寿社会課)..... 40
- \*24 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)..... 40
- \*25 精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例 ( " )..... 42
- \*26 和歌山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (医務課)..... 42
- \*27 和歌山県難病・子ども保健相談支援センター設置条例の一部を改正する条例 (健康推進課)..... 43
- \*28 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例 (薬務課)..... 43

*29 和歌山県2025年日本国際博覧会基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する 条例	(万博推進課).....	45
*30 和歌山県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条 例	(商工振興課).....	45
*31 和歌山県営工業用水道事業条例の一部を改正する条例	(公営企業課).....	47
*32 和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	( " ).....	47
*33 和歌山県企業立地促進資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例	(企業立地課).....	48
*34 和歌山県産業開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例	( " ).....	48
*35 和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(下水道課).....	48
*36 和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	(建築住宅課).....	49
*37 和歌山県漁港管理条例等の一部を改正する条例	(港湾空港振興課).....	50
*38 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例	(教育委員会).....	52
*39 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例	( " ).....	52
*40 和歌山県教育委員会の職務権限の特例に関する条例	( " ).....	53
*41 和歌山県大学生等進学支援金貸与条例の一部を改正する条例	( " ).....	53
*42 和歌山県スポーツ推進審議会条例等の一部を改正する条例	( " ).....	54
*43 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッ グウエーブ設置及び管理条例の一部を改正する条例	( " ).....	58
*44 和歌山県監査委員に関する条例の一部を改正する条例	(監査委員事務局).....	60
*45 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	(財政課).....	60

公布された条例のあらまし

- ◇ 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例
- 1 条例概要  
地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第3条関係)
- 2 施行期日  
令和6年4月1日から施行します。
- ◇ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 1 条例概要  
県の財政状況を考慮し、知事及び副知事の給料及び期末手当の額を減ずる期間を延長しました。(本則関係)
- 2 施行期日  
公布の日から施行します。
- ◇ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 1 条例概要  
職員の給与について、在宅勤務等手当を新設するとともに、所要の改正等を行うこととしました。(第13条、第15条、第15条の3及び別表第4関係)
- 2 施行期日  
令和6年4月1日から施行します。
- ◇ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

休憩時間を一齐に与えないことができる場合に、公務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合を加えるとともに、所要の改正を行うこととしました。(第6条関係)

## 2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

## ◇ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行等に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うこととしました。(第8条、第11条及び第20条関係)

## 2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

## ◇ 和歌山県土地開発基金条例を廃止する条例

## 1 条例概要

和歌山県土地開発基金を廃止することとしました。

## 2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

## ◇ 和歌山県土地開発公社債務保証対策基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

## 1 条例概要

和歌山県土地開発公社債務保証対策基金を廃止することとしました。

## 2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

## ◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

地方自治法及び母子保健法の一部改正に伴う所要の改正を行うとともに、ロータリーエンジンを原動力とする自動車及び電気自動車に対して課する自動車税の種別割の税率の特例を改めることとしました。(第6条、第18条、第73条の4、附則第16項及び附則第16項の4の2～第16項の5の2関係)

## 2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

## ◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

高圧ガス保安法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、知事の権限に属する事務の一部を関係市町村が処理することとするとともに、漁港漁場整備法等の一部改正に伴う規定の整備を行うこととしました。(第2条関係)

## 2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、次の規定は、それぞれに定める日から施行します。

(1) 第2条の表24の項及び33の項の改正規定 令和6年4月1日

(2) 第2条及び附則第2項の規定 令和8年12月21日

## ◇ 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

住民基本台帳法の一部改正に伴い、都道府県知事保存附票本人確認情報の利用及び提供に関し必要な事項を定めることとしました。(題名及び第1条～第4条関係)

## 2 施行期日

公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行します。

## ◇ 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。（第4条、別表第2及び別表第3関係）

## 2 施行期日

公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日のいずれか遅い日から施行します。

## ◇ 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

知事の附属機関として和歌山県危機管理部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会等を設置するとともに、和歌山県医学研究奨励賞選考委員会を廃止するほか、所要の改正を行うこととしました。（第2条関係）

## 2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行します。

## ◇ 和歌山県部設置に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

知事の権限に属する事務を分掌させるために必要な内部組織として知事直轄組織を加えるとともに、部の改正に伴い、その名称及び事務の分掌を改めることとしました。（題名、第1条及び第2条関係）

## 2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

## ◇ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。（第1条及び第2条関係）

## 2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

## ◇ 和歌山県立自然公園条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

利用拠点の質の向上等のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度を設けるとともに、利用のための規制を強化するほか、所要の改正等を行うこととしました。（第3条、第7条～第9条の2、第12条、第15条の2～第16条、第20条、第22条、第26条～第27条、第33条～第35条、第40条の2及び第42条～第45条関係）

## 2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行します。

## ◇ 和歌山県自然海浜保全地区条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行いました。(第1条及び第4条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県男女共同参画センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県男女共同参画センターの名称を改めるとともに、所要の改正を行うこととしました。(題名、第1条及び第3条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県紀南児童相談所設置条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県中央児童相談所を設置するとともに、所要の改正を行うこととしました。(題名及び第1条～第3条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県女性保護施設なぐさホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県女性保護施設なぐさホームの名称を改めるとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、規定の整備を行うこととしました。(題名及び第1条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 条例概要

社会福祉法の一部改正に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めることとしました。

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県DV相談支援センター設置条例

1 条例概要

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定に基づく女性相談支援センターとして和歌山県DV相談支援センターを設置することとしました。

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

1 条例概要

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)の規定による改正前の介護保険法に係る経過措置の期間が終了することに伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を廃止することとしました。

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県紀南児童相談所設置条例の一部改正等に伴い、和歌山県子ども・女性・障害者相談センターを和歌山県障害児者サポートセンターとするとともに、所要の改正を行うこととしました。  
(題名及び第1条～第3条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

◇ 精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。  
(第1条及び第2条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方自治法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第4条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県難病・子ども保健相談支援センター設置条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県難病・子ども保健相談支援センターの名称を改めることとしました。(題名及び第1条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。  
(第2条、第10条～第12条、第17条、第18条、第22条及び第25条関係)

2 施行期日

公布の日又は大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)の施行の日のいずれか遅い日から施行します。

◇ 和歌山県2025年日本国際博覧会基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県2025年日本国際博覧会基金について、県内に設置された学校に就学している児童及び生徒の2025年日本国際博覧会における先端的な技術及び国際理解に関する体験学習の実施の促進に要する経費の財源に充てることができることとしました。(第1条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

1 条例概要

和歌山県信用保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県に納付すべき当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、地域経済の振興に資することとしました。

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

## ◇ 和歌山県営工業用水道事業条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

紀の川工業用水道の水道料金の額を改定することとしました。(別表関係)

## 2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

## ◇ 和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

地方自治法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第8条関係)

## 2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

## ◇ 和歌山県企業立地促進資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

## 1 条例概要

和歌山県企業立地促進資金貸付基金を廃止することとしました。

## 2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

## ◇ 和歌山県産業開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

特別会計に関する法律施行令の一部改正等に伴い、規定の整備を行いました。(第2条関係)

## 2 施行期日

公布の日から施行します。

## ◇ 和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

地方自治法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第5条関係)

## 2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

## ◇ 和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

建築基準法施行令の一部改正に伴い、同令第137条の12第6項の規定による範囲の認定を受けた建築物の敷地を特定の建築物の敷地に対する適用除外の対象に加えるとともに、所要の改正等を行うこととしました。(第15条及び第17条関係)

## 2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。ただし、第17条の改正規定は、公布の日から施行します。

## ◇ 和歌山県漁港管理条例等の一部を改正する条例

## 1 条例概要

次の条例について、漁港漁場整備法の一部改正に伴い、土砂採取料等を納付しなければならない者に認定計画実施者を加えるとともに、所要の改正等を行うこととしました。

(1) 和歌山県漁港管理条例(第1条、第13条の2及び別表第2関係)

(2) 和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例(第2条及び第8条関係)

(3) 和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例(第6条関係)

## 2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

## ◇ 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに県立の高等学校の児童生徒数及び学級数の変動等に伴い、職員の定数を改めることとしました。(第2条及び第4条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事の事務部局の職員及び教育委員会の事務局の職員の定数を改めることとしました。(第2条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県教育委員会の職務権限の特例に関する条例

1 条例概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、同項第2号に掲げる教育に関する事務を知事が管理し、及び執行することとしました。

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県大学生等進学支援金貸与条例の一部を改正する条例

1 条例概要

大学生等進学支援金を貸与することができる者が入学しようとする大学に係る修業年限の制限を廃止するとともに、所要の改正を行うこととしました。(第2条、第5条及び第10条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県スポーツ推進審議会条例等の一部を改正する条例

1 条例概要

次の条例について、和歌山県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定等に伴い、所要の改正等を行うこととしました。

(1) 和歌山県スポーツ推進審議会条例(第2条、第5条及び第6条関係)

(2) 和歌山県立体育館設置及び管理条例(第4条、第5条、第7条～第12条及び第16条関係)

(3) 和歌山県立武道館設置及び管理条例(第4条、第5条、第7条～第12条及び第16条関係)

(4) わかやまスケートパーク設置及び管理条例(第3条、第5条、第6条及び第8条関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

◇ 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定等に伴う所要の改正等を行うとともに、武道・体育センター和歌山ビッグウエーブの多目的室の利用料金の額の上限を定めることとしました。(第4条、第5条、第7条～第12条、第16条及び別表関係)

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第7条関係)



## 2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

## ◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

## 1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 和歌山県立高等看護学院の助産学科の廃止に伴い、助産学科に係る授業料を廃止するとともに、所要の改正を行うこととしました。(別表第1第1項及び第2項関係)
- (2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料等の額の改定を行うとともに、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた移動式製造設備のみを使用して行う高圧ガスの製造に係る許可の申請があった場合の当該申請に対する審査に係る手数料の額を定めるほか、規定の整備を行うこととしました。(別表第2第2項及び第4項関係)
- (3) 技能検定試験の実技試験の実施に係る手数料について、その額を減じる対象となる者の範囲の見直しを行うこととしました。(別表第2第15項関係)
- (4) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る手数料の額を改定し、探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に関する事務に係る手数料等を廃止するとともに、規定の整備を行うこととしました。(別表第2第32項、第33項、第35項及び第36項関係)
- (5) 大麻取締法の一部改正に伴い、規定の整備等を行うこととしました。(別表第3第4項関係)
- (6) 和歌山県工業技術センターの機器の更新等に伴い、手数料の額の改定等を行うこととしました。(別表第3第6項関係)
- (7) 家畜伝染病予防法の規定に基づく家畜の注射又は薬浴に係る手数料の額の上限を改めることとしました。(別表第3第12項関係)
- (8) 建築基準法施行令等の一部改正に伴い、建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する範囲に係る認定の申請に対する審査の手数料等の額を定めるとともに、規定の整備を行うこととしました。(別表第3第13項関係)

## 2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。ただし、次の改正規定は、それぞれに定める日から施行します。

- (1) 別表第3第6項第14号の改正規定 公布の日
- (2) 別表第2第2項第7号、第11号及び第13号の改正規定 令和6年5月1日
- (3) 1の(5)の改正規定 公布の日又は大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)の施行の日のいずれか遅い日

## 条 例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第2号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年和歌山県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第24条の2の8(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p>	<p>(職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第24条の2の2(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第3号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成13年和歌山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 知事及び副知事の給料の額は、平成19年4月1日から令和7年3月31日までの間においては、知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額については、この限りでない。</p> <p>2 平成25年12月から令和6年12月までの間に支給する知事及び副知事の期末手当の額は、知事及び副知事の給与その他の給付条例第3条第2項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p>	<p>1 知事及び副知事の給料の額は、平成19年4月1日から令和6年3月31日までの間においては、知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額については、この限りでない。</p> <p>2 平成25年12月から令和5年12月までの間に支給する知事及び副知事の期末手当の額は、知事及び副知事の給与その他の給付条例第3条第2項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第4号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(手当) 第13条 略 2 前項の手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 <u>(6) 在宅勤務等手当</u> (7)～(23) 略</p> <p>(通勤手当) 第15条 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(第15条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、定年前再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員(地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた職員をいう。)及び高齢者部分休業職員(地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた職員をいう。)(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。 (1)～(3) 略 3～8 略</p> <p>第15条の2 略</p> <p>(在宅勤務等手当) <u>第15条の3 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u> 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。 3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>別表第4(第8条関係) 等級別基準職務表 ア～エ 略 オ 医療職給料表(3)等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">職務の級</td> <td>基準となる職務</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>1・2 略 3 和歌山県難病・子ども保健相談支援センターの長の職務</td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	職務の級	基準となる職務	略		6級	1・2 略 3 和歌山県難病・子ども保健相談支援センターの長の職務	<p>(手当) 第13条 略 2 前項の手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略  (6)～(22) 略</p> <p>(通勤手当) 第15条 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員(地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認を受けた職員をいう。)及び高齢者部分休業職員(地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けた職員をいう。))のうち、<u>支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</u>)とする。  (1)～(3) 略 3～8 略</p> <p>第15条の2 略</p> <p>別表第4(第8条関係) 等級別基準職務表 ア～エ 略 オ 医療職給料表(3)等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">職務の級</td> <td>基準となる職務</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>1・2 略 3 和歌山県難病・子ども保健相談支援センターの長の職務</td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	職務の級	基準となる職務	略		6級	1・2 略 3 和歌山県難病・子ども保健相談支援センターの長の職務
職務の級	基準となる職務												
略													
6級	1・2 略 3 和歌山県難病・子ども保健相談支援センターの長の職務												
職務の級	基準となる職務												
略													
6級	1・2 略 3 和歌山県難病・子ども保健相談支援センターの長の職務												

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本周 平

和歌山県条例第5号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（休憩時間） 第6条 略 2 前項の休憩時間は、次に掲げる場合には、人事委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。</p> <p><u>(1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合</u> <u>(2) 公務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合</u></p>	<p>（休憩時間） 第6条 略 2 前項の休憩時間は、<u>職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、人事委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。</u></p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本周 平

和歌山県条例第6号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年和歌山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（社会福祉業務手当） 第8条 社会福祉業務手当は、<u>中央児童相談所、紀南児童相談所、DV相談支援センター、障害児者サポートセンター、精神保健福祉センター又は振興局健康福祉部に勤務する職員（給料の調整額を受ける職員を除く。）</u>が生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律</u></p>	<p>（社会福祉業務手当） 第8条 社会福祉業務手当は、<u>紀南児童相談所、子ども・女性・障害者相談センター、精神保健福祉センター又は振興局健康福祉部に勤務する職員（給料の調整額を受ける職員を除く。）</u>が生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、<u>売春防止法（昭和31年法律第118号）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年</u></p>

第52号)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う生活指導等の業務に従事したときに支給する。

2 略

(精神保健業務手当)

第11条 精神保健業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課、福祉保健部福祉保健政策局こころの健康推進課、精神保健福祉センター又は保健所に勤務する職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項の規定に基づく調査(患者に接する場合に限る。)、同条第3項の規定に基づく診察の立会い、同法第29条の2の2第1項の規定に基づく入院措置のための移送又は同法第34条第1項、第2項若しくは第3項の規定に基づく医療保護入院のための移送に従事したとき。

(2) 略

2 略

(火薬類等災害調査手当)

第20条 火薬類等災害調査手当は、危機管理部危機管理局危機管理消防課又は振興局地域づくり部に勤務する職員が火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に規定する火薬類の製造施設等の災害調査、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に規定する高圧ガスの製造施設等の災害調査、消防法(昭和23年法律第186号)に規定する危険物の災害調査又は石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に規定する石油コンビナート等特別防災区域における災害調査に従事したときに支給する。

2 略

法律第123号)に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う生活指導等の業務に従事したときに支給する。

2 略

(精神保健業務手当)

第11条 精神保健業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課、精神保健福祉センター又は保健所に勤務する職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項の規定に基づく調査(患者に接する場合に限る。)、同条第3項の規定に基づく診察の立会い、同法第29条の2の2第1項の規定に基づく入院措置のための移送又は同法第34条第1項、第2項若しくは第3項の規定に基づく医療保護入院のための移送に従事したとき。

(2) 略

2 略

(火薬類等災害調査手当)

第20条 火薬類等災害調査手当は、総務部危機管理局危機管理・消防課又は振興局地域振興部に勤務する職員が火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に規定する火薬類の製造施設等の災害調査、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に規定する高圧ガスの製造施設等の災害調査、消防法(昭和23年法律第186号)に規定する危険物の災害調査又は石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に規定する石油コンビナート等特別防災区域における災害調査に従事したときに支給する。

2 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県土地開発基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第7号

和歌山県土地開発基金条例を廃止する条例

和歌山県土地開発基金条例(昭和44年和歌山県条例第25号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県土地開発公社債務保証対策基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第8号

和歌山県土地開発公社債務保証対策基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例  
 和歌山県土地開発公社債務保証対策基金の設置、管理及び処分に関する条例（令和4年和歌山県条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第9号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(徴収金の納付、納入又は払込先)                      第6条 略                      2 前項の規定にかかわらず、個人の事業税、自動車税の種別割及び不動産取得税に係る徴収金（規則で定めるものに限る。）については、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者に払い込むことができる。</u></p> <p>(県民税の納税義務者等)                      第18条 略                      2 略                      3 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、<u>地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。</u>）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>4・5 略</p> <p>(種別割の課税免除)                      第73条の4 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第3号から第7号までの自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。                      (1)～(5) 略                      (6) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項の規定に基づき<u>こども家庭センター（児童福祉法第10条の2第1項のこども家庭センターをいう。）</u>が行う事業の用に供する</p>	<p>(徴収金の納付、納入又は払込先)                      第6条 略                      2 前項の規定にかかわらず、個人の事業税、自動車税の種別割及び不動産取得税に係る徴収金（規則で定めるものに限る。）については、<u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により知事が収納の事務を委託した者に払い込むことができる。</u></p> <p>(県民税の納税義務者等)                      第18条 略                      2 略                      3 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。</u>）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>4・5 略</p> <p>(種別割の課税免除)                      第73条の4 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第3号から第7号までの自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。                      (1)～(5) 略                      (6) 母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する母子健康包括支援センターにおいて、<u>直接その本来の事業の用に供する自動車</u></p>

自動車  
(7) 略

附 則

(自動車税の種別割の税率の特例)

16 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号、附則第16項の4の3及び附則第16項の5において同じ。)、天然ガス自動車(同条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び附則第16項の5において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(同条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。附則第16項の5において同じ。))並びに自家用の乗用車及びキャンピング車(三輪の小型自動車であるものを除く。附則第16項の4及び附則第16項の5において同じ。)、第73条の5第1項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。  
(1)・(2) 略

略

16の2～16の4 略  
16の4の2 ロータリーエンジンを原動力とする自動車に係る前項の規定の適用については、ロータリーエンジンの作動室容積の合計に1.5を乗じた数値を総排気量とみなす。  
16の4の3 電気自動車に係る附則第16項の4の規定の適用については、総排気量が1リットル以下の自動車とみなす。  
16の5 附則第16項の4の規定の適用を受ける自家用の乗用車又はキャンピング車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)のうち、附則第16項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る附則第16項の4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

16の5の2 ロータリーエンジンを原動力とする自動車に係る前項の規定の適用については、ロータリーエンジンの作動室容積の合計に1.5を乗じた数値を総排気量とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(徴収金の納付、納入又は払込先の経過措置)

(7) 略

附 則

(自動車税の種別割の税率の特例)

16 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号及び附則第16項の5において同じ。))、天然ガス自動車(同条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び附則第16項の5において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(同条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。附則第16項の5において同じ。))並びに自家用の乗用車及びキャンピング車(三輪の小型自動車であるものを除く。附則第16項の4及び附則第16項の5において同じ。))、第73条の5第1項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。  
(1)・(2) 略

略

16の2～16の4 略  
16の5 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車又はキャンピング車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)のうち、附則第16項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 この条例による改正後の和歌山県税条例（次項において「新条例」という。）第6条第2項の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされるこの条例の施行の日の前日において現に公金の徴収又は収納に関する事務を行わせている者（同法による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。）に対する徴収金の払込みについては、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。

（自動車税の種別割の税率の特例に関する経過措置）

3 新条例附則第16項の4の2、第16項の4の3及び第16項の5の2の規定は、令和6年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第10号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。		（市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
事務	市町村	事務	市町村
略		略	
24 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下この項において「法」という。） <u>、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令（昭和25年政令第239号。以下この項において「施行令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1) 施行令第29条第1項の規定に基づく法第24条第1項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理 (2) 略	略	24 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下この項において「法」という。） <u>、漁港漁場整備法施行令（昭和25年政令第239号。以下この項において「施行令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1) 施行令第28条第1項の規定に基づく法第24条第1項の規定による許可に係る知事に提出すべき申請書の受理 (2) 略	略
略		略	
33 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。） <u>、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「施行令」という。）</u> 、和歌山県建築基準法施行条例（	略	33 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。） <u>、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「施行令」という。）</u> 、和歌山県建築基準法施行条例（	略



<p>平成13年和歌山県条例第23号。以下この項において「条例」という。)並びに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの                  (1)～(15) 略                  (16) 施行令第115条の2第1項第4号ただし書、第131条の2第2項及び第3項、第137条の12第6項及び第7項並びに第137条の16第2号の規定による認定に係る知事に提出すべき申請書の受理                  (17)・(18) 略</p>		<p>平成13年和歌山県条例第23号。以下この項において「条例」という。)並びに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの                  (1)～(15) 略                  (16) 施行令第115条の2第1項第4号ただし書、第131条の2第2項及び第3項並びに第137条の16第2号の規定による認定に係る知事に提出すべき申請書の受理                  (17)・(18) 略</p>	
略		略	
<p>47 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(コンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号)第2条第1項第22号に規定する特定製造事業所並びに2以上の市町村の区域にわたって設置する事業所、貯蔵所及び販売所に係るものを除く。)                  (1)～(28) 略                  (29) 法第39条の21第1項の規定による届出の受理                  (30) 法第39条の23の規定による危害予防規程の提出の要求                  (31)～(43) 略                  (44) 法第56条第1項(同条第4項(同条第5項において準用する場合を含む。))及び第5項において準用する場合を含む。)の規定による命令及び同条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による報告の受理                  (45)～(51) 略                  (52) 法第76条第1項の規定による聴聞(26)及び(42)の命令に係るものに限る。)</p>	略	<p>47 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(コンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号)第2条第1項第22号に規定する特定製造事業所並びに2以上の市町村の区域にわたって設置する事業所、貯蔵所及び販売所に係るものを除く。)                  (1)～(28) 略                  (29)～(41) 略                  (42) 法第56条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による命令及び同条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による報告の受理                  (43)～(49) 略                  (50) 法第76条第1項の規定による聴聞(26)及び(40)の命令に係るものに限る。)</p>	略
略		略	

第2条 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(市町村が処理する事務の範囲等)                  第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>		<p>(市町村が処理する事務の範囲等)                  第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>	
事務	市町村	事務	市町村
略		略	
<p>47 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(コンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号)第2条第1項第22号に規定する特定製造事業所並びに</p>	略	<p>47 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(コンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号)第2条第1項第22号に規定する特定製造事業所並びに</p>	略

2以上の市町村の区域にわたって設置する事業所、貯蔵所及び販売所に係るものを除く。) (1)～(10) 略 (11) 法第20条第1項の規定による完成検査、同項ただし書の規定による届出の受理、同条第3項の規定による完成検査、同項ただし書の規定による届出の受理及び同条第4項の規定による報告の受理 (12)～(23) 略 (24) 法第35条第1項の規定による保安検査、同項ただし書の規定による届出の受理及び同条第3項の規定による報告の受理 (25)～(27) 略 (28) 法第39条の10第1項の規定による届出の受理 (29) 法第39条の12の規定による危害予防規程の提出の要求 (30)～(50) 略 (51) 法第76条第1項の規定による聴聞 (26)及び(41)の命令に係るものに限る。)

略

2以上の市町村の区域にわたって設置する事業所、貯蔵所及び販売所に係るものを除く。) (1)～(10) 略 (11) 法第20条第1項の規定による完成検査、同項ただし書の規定による届出の受理、同条第3項の規定による完成検査、同項各号の規定による届出の受理及び同条第4項の規定による報告の受理 (12)～(23) 略 (24) 法第35条第1項の規定による保安検査、同項各号の規定による届出の受理及び同条第3項の規定による報告の受理 (25)～(27) 略 (28) 法第39条の11の規定による届出の受理 (29) 法第39条の21第1項の規定による届出の受理 (30) 法第39条の23の規定による危害予防規程の提出の要求 (31)～(51) 略 (52) 法第76条第1項の規定による聴聞 (26)及び(42)の命令に係るものに限る。)

略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の表24の項及び33の項の改正規定 令和6年4月1日
- (2) 第2条及び次項の規定 令和8年12月21日

(経過措置)

2 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律(令和4年法律第74号)附則第2条第2項及び第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第39条の11の規定による届出の受理については、令和12年6月20日までの間は、なお従前の例による。

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第11号

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成20年和歌山県条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定に基づき、<u>法第30条の15第1項の都道府県知事保存本人確認情報及び法第30条の44の6第1項の都道府県知事保存附票本人確認情報(以下「都道府県知事保存本人確認情報等」という。)</u>の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本人確認情報等の利用に係る事務) 第2条 <u>法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>(知事以外の執行機関への本人確認情報等の提供方法) 第3条 <u>知事が行う法第30条の15第2項及び第30条の44の6第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報等の知事以外の県の執行機関(以下「知事以外の執行機関」という。)への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報等を送信する方法により行うものとする。</u></p> <p>(本人確認情報等を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務) 第4条 <u>法第30条の15第2項第2号及び第30条の44の6第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の執行機関及び事務は、別表第2のとおりとする。</u></p>	<p>和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定に基づき、<u>法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報(法第7条第13号に規定する住民票コードを除く。以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。)</u>の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本人確認情報の利用に係る事務) 第2条 <u>法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法) 第3条 <u>知事が行う法第30条の15第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の県の執行機関(以下「知事以外の執行機関」という。)への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。</u></p> <p>(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務) 第4条 <u>法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の執行機関及び事務は、別表第2のとおりとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第12号

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年和歌山県条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。 2・3 略			(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。 2・3 略		
別表第2 (第4条関係)			別表第2 (第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 知事	(1) 特定個人番号利用事務	利用特定個人情報	1 知事	(1) 法別表第2の第2欄に掲げる事務	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報
	(2) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(別表第3において「生活保護関係情報」という。)の提供を受ける事務であって規則で定めるもの	略		(2) 法別表第2の第2欄に掲げる事務(法第19条第8号の規定により同表の第4欄に規定する生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。)であって規則で定めるもの	略
	(3) 略	略		(3) 略	略
2 教育委員会	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報	2 教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 知事	(1) 特定個人番号利用事務	教育委員会	利用特定個人情報
	(2) 略	略	略
2 教育委員会	(1) 特定個人番号利用事務	知事	利用特定個人情報
	(2) 生活保護関係情報の	略	略

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 知事	(1) 法別表第2の第2欄に掲げる事務	教育委員会	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報
	(2) 略	略	略
2 教育委員会	(1) 法別表第2の第2欄に掲げる事務	知事	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報
	(2) 法別表第2の第2欄	略	略

提供を受ける事務であって規則で定めるもの	に掲げる事務（法第19条第8号の規定により同表の第4欄に規定する生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの
----------------------	--

附 則

この条例は、公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第13号

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
（附属機関の設置） 第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。																							
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 30%;">附属機関の名称</th> <th style="width: 70%;">担任する事務</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和歌山県利用計画公募型普通財産売却等事業者選定委員会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>和歌山県危機管理部所管公募型グローバル方式等事業者選定委員会</td> <td><u>危機管理部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和歌山県国際交流助成事業選考委員会</td> <td>略</td> </tr> </table>	附属機関の名称	担任する事務	略		和歌山県利用計画公募型普通財産売却等事業者選定委員会	略	和歌山県危機管理部所管公募型グローバル方式等事業者選定委員会	<u>危機管理部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務</u>	略		和歌山県国際交流助成事業選考委員会	略	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 30%;">附属機関の名称</th> <th style="width: 70%;">担任する事務</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和歌山県利用計画公募型普通財産売却等事業者選定委員会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和歌山県国際交流助成事業選考委員会</td> <td>略</td> </tr> </table>	附属機関の名称	担任する事務	略		和歌山県利用計画公募型普通財産売却等事業者選定委員会	略	略		和歌山県国際交流助成事業選考委員会	略
附属機関の名称	担任する事務																						
略																							
和歌山県利用計画公募型普通財産売却等事業者選定委員会	略																						
和歌山県危機管理部所管公募型グローバル方式等事業者選定委員会	<u>危機管理部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務</u>																						
略																							
和歌山県国際交流助成事業選考委員会	略																						
附属機関の名称	担任する事務																						
略																							
和歌山県利用計画公募型普通財産売却等事業者選定委員会	略																						
略																							
和歌山県国際交流助成事業選考委員会	略																						

和歌山県スポーツ賞選考委員会	和歌山県スポーツ賞の選考についての審議に関する事務
和歌山県スポーツ施設等指定管理者選定委員会	和歌山県立体育館、和歌山県立武道館及び県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブの指定管理者の指定についての審査に関する事務
和歌山県スポーツ振興助成事業選考委員会	スポーツの振興のための助成に係る事業の審査に関する事務
和歌山県地域振興部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	地域振興部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務
略	
和歌山県生鮮食品生産衛生管理システム認証審査会	略
和歌山県共生社会推進部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	共生社会推進部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務
略	
和歌山県災害医療対策会議	略
略	
和歌山県商工労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	商工労働部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務
略	

2 教育委員会の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。

附属機関の名称	担任する事務
---------	--------

略	
和歌山県生鮮食品生産衛生管理システム認証審査会	略
略	
和歌山県災害医療対策会議	略
和歌山県医学研究奨励賞選考委員会	和歌山県医学研究奨励賞の選考についての審議に関する事務
略	
和歌山県商工観光労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	商工観光労働部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務
略	

2 教育委員会の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。

附属機関の名称	担任する事務
---------	--------

略	略	略	略
和歌山県教職員健康審査会	略	和歌山県教職員健康審査会	略
		和歌山県スポーツ賞選考委員会	和歌山県スポーツ賞の選考についての審議に関する事務
		和歌山県社会教育施設等指定管理者選定委員会	和歌山県立体育館、和歌山県立武道館及び県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホール・武道・体育センター和歌山ビッグウェーブの指定管理者の指定についての審査に関する事務
		和歌山県スポーツ振興助成事業選考委員会	スポーツの振興のための助成に係る事業の審査に関する事務
略		略	
3 略		3 略	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 和歌山県危機管理部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会、和歌山県地域振興部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会及び和歌山県共生社会推進部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の設置に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

和歌山県部設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第14号

和歌山県部設置に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県部設置に関する条例（昭和30年和歌山県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>和歌山県部等設置に関する条例</p> <p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第15条第8条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、<u>知事直轄組織（秘書、広報及び知事の特命に関する事項を所掌する組織をいう。）及び次の部を置く。</u></p> <p>総務部 危機管理部 企画部</p>	<p>和歌山県部設置に関する条例</p> <p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第15条第8条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、<u>次の部を置く。</u></p> <p>総務部 企画部</p>

<p><u>地域振興部</u> <u>環境生活部</u> <u>共生社会推進部</u> 略 <u>商工労働部</u> 略 略</p> <p>(部の分掌事務) 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務部</u> ア～エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>(2) <u>危機管理部</u> ア <u>危機管理に係る総合的な調整に関する事項</u> イ <u>防災に関する事項</u></p> <p>(3) <u>企画部</u> ア 略</p> <p>イ 統計に関する事項</p> <p>(4) <u>地域振興部</u> ア <u>地域の振興に関する事項</u> イ <u>観光に関する事項</u></p> <p>(5) <u>環境生活部</u> ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(6) <u>共生社会推進部</u> ア <u>人権に関する事項</u> イ <u>こどもに関する事項</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>商工労働部</u> ア 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(9)・(10) 略</p>	<p><u>環境生活部</u></p> <p>略 <u>商工観光労働部</u> 略 略</p> <p>(部の分掌事務) 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務部</u> ア～エ 略 オ <u>防災に関する事項</u> ウ 略</p> <p>(2) <u>企画部</u> ア 略 イ <u>県土利用及び地域の振興に関する事項</u> ウ <u>統計及び高度情報化に関する事項</u></p> <p>(3) <u>環境生活部</u> ア 略 イ <u>女性及び青少年に関する事項</u> ウ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>商工観光労働部</u> ア 略 イ <u>観光に関する事項</u> ウ・エ 略</p> <p>(6)・(7) 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

- 2 職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第4（第8条関係） 等級別基準職務表 ア～オ 略</p> <p>備考</p> <p>1 この表において「本庁」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 地方自治法第158条の規定に基づく和歌山県部等設置に関する条例（昭和30年和歌山県条例第24号）により設置された部及び会計局並びにその分課</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>別表第4（第8条関係） 等級別基準職務表 ア～オ 略</p> <p>備考</p> <p>1 この表において「本庁」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 地方自治法第158条の規定に基づく和歌山県部設置に関する条例（昭和30年和歌山県条例第24号）により設置された部及び会計局並びにその分課</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2～6 略</p>

(和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)



- 3 和歌山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第5条 法第14条の規定に基づき、和歌山県公営企業の事務を処理させるため、 <u>商工労働部</u> を置く。	(組織) 第5条 法第14条の規定に基づき、和歌山県公営企業の事務を処理させるため、 <u>商工観光労働部</u> を置く。

(和歌山県国土利用計画審議会条例の一部改正)

- 4 和歌山県国土利用計画審議会条例（昭和49年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>地域振興部</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>企画部</u> において処理する。

(和歌山県土地利用審査会条例の一部改正)

- 5 和歌山県土地利用審査会条例（昭和49年和歌山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第5条 審査会の庶務は、 <u>地域振興部</u> において処理する。	(庶務) 第5条 審査会の庶務は、 <u>企画部</u> において処理する。

(和歌山県国民保護協議会条例の一部改正)

- 6 和歌山県国民保護協議会条例（平成17年和歌山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 協議会の庶務は、 <u>危機管理部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 協議会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。

(和歌山県子どもを虐待から守る条例の一部改正)

- 7 和歌山県子どもを虐待から守る条例（平成20年和歌山県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第25条 審議会の庶務は、 <u>共生社会推進部</u> において処理する。	(庶務) 第25条 審議会の庶務は、 <u>福祉保健部</u> において処理する。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第15号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和4年和歌山県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(知事等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1) 地方警務官(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)以外の知事等 その基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。次号において「令」という。)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア～エ 略</p> <p>(2) 地方警務官 その基準給与年額(令第173条の4第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。)に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア・イ 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(知事等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1) 地方警務官(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)以外の知事等 その基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。次号において「令」という。)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア～エ 略</p> <p>(2) 地方警務官 その基準給与年額(令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。)に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア・イ 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第16号

和歌山県立自然公園条例の一部を改正する条例

第1条 和歌山県立自然公園条例(昭和34年和歌山県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章 略 第2章 指定及び公園計画(第5条—<u>第8条の2</u>) 第3章・第4章 略 第4章の2 <u>質の高い自然体験活動の促進のための措置(第26条の2—第26条の6)</u> 第5章～第8章 略 付則</p> <p>(県等の責務) 第3条 県、事業者及び自然公園の利用者は、和歌山県環境基本条例(平成9年和歌山県条例第41号)第3条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(公園計画) 第7条 略 2 <u>公園計画は、自然公園ごとに、当該自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。</u> 3 <u>知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。</u> 4 略</p> <p>(公園計画の廃止及び変更) 第8条 略 2 前条第4項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。</p> <p>(協議会による公園計画の変更の提案) 第8条の2 <u>第15条の2第1項に規定する協議会は第15条の3第1項に規定する利用拠点整備改善計画について、第26条の2第1項に規定する協議会は第26条の3第1項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な自然公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。</u> 2 <u>知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。</u></p> <p>第3章 略</p> <p>(公園事業の決定) 第9条 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。<u>この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。</u> 2・3 略</p> <p>(協議会による公園事業の決定等の提案)</p>	<p>目次 第1章 略 第2章 指定及び公園計画(第5条—<u>第8条</u>) 第3章・第4章 略</p> <p>第5章～第8章 略 付則</p> <p>(県等の責務) 第3条 県、事業者及び自然公園の利用者は、和歌山県環境基本条例(平成9年和歌山県条例第41号)第3条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(公園計画の決定) 第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>(公園計画の廃止及び変更) 第8条 略 2 前条第2項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。</p> <p>第3章 略</p> <p>(公園事業の決定) 第9条 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。</p> <p>2・3 略</p>

第9条の2 第15条の2第1項に規定する協議会は、知事に対し、第15条の3第1項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

(承継)

第12条 公園事業者(第10条第3項の認可を受けた者に限る。)が県及び市町村以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者である法人が合併(公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。)又は分割(その公園事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下この項において「合併法人等」という。)が市町村である場合にあつては知事に協議したとき、合併法人等が県及び市町村以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

3・4 略

5 第3項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

第15条 略

(協議会)

第15条の2 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域内における第25条第1項に規定する集団施設地区その他の自然公園の利用のための拠点(以下「利用拠点」という。)となる区域(以下「利用拠点区域」という。)について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 当該市町村
- (2) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者
- (3) 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業(以下「利用拠点整備改善事業」という。)に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者
- (4) その他当該市町村が必要と認める者

3 当該自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村に対して、第1項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。

4 市町村は、第1項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号

(承継)

第12条

公園事業者である法人が合併(公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。)又は分割(その公園事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下この項において「合併法人等」という。)が市町村である場合にあつては知事に協議したとき、合併法人等が県及び市町村以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2・3 略

4 第2項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

第15条 略

に掲げる者であつて第1項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

- 6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。
- 7 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 第1項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

(利用拠点整備改善計画の認定)

第15条の3 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画(以下「利用拠点整備改善計画」という。)を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

- 2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 利用拠点整備改善計画の区域(以下この条において「計画区域」という。)
  - (2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針
  - (3) 利用拠点整備改善計画の目標
  - (4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期
  - (5) 第10条第2項の協議又は同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項
  - (6) 第10条第6項の協議若しくは認可又は同条第9項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの
  - (7) 計画期間
  - (8) その他規則で定める事項
- 3 利用拠点整備改善計画は、景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
  - (1) 公園計画に照らして適切なるものであること。
  - (2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。
  - (3) 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
  - (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 5 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 6 知事は、第4項の認定をしたときは、規則で

定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更)  
第15条の4 前条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第15条の2第1項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条第4項の認定(前項の変更の認定を含む。次条第1項及び第15条の6において同じ。)を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)  
第15条の5 知事は、第15条の3第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画(変更があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(公園事業に関する特例)  
第15条の6 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第15条の3第4項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第10条第2項若しくは第6項の協議をし、同条第3項若しくは第6項の認可を受け、又は同条第9項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(報告徴収及び立入検査)  
第16条 略

- 2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第15条の3第4項の認定(第15条の4第1項の変更の認定を含む。)を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。)の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 前2項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特別地域)  
第20条 略

- 2～7 略
- 8 次に掲げる行為については、第3項及び前3項の規定は、適用しない。

(報告徴収及び立入検査)  
第16条 略

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特別地域)  
第20条 略

- 2～7 略
- 8 次の各号に掲げる行為については、第3項及び前3項の規定は、適用しない。

- (1) 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業(認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。第22条第7項第1号において同じ。)として行う行為
- (2) 認定自然体験活動促進事業(第26条の5第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第26条の2第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。第22条第7項第2号において同じ。)として行う行為
- (3)・(4) 略

(普通地域)

第22条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域(以下「普通地域」という。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

- (1)～(6) 略
- 2～6 略
- 7 次に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。
  - (1) 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業として行う行為
  - (2) 認定自然体験活動促進事業として行う行為
  - (3)～(6) 略

(利用のための規制)

第26条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1)・(2) 略
- (3) 野生動物(鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。)に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。
- 2・3 略

第4章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会)

第26条の2 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

- 2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 当該市町村
  - (2) 当該自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業(以下「自然体験活動促進事業」という。)を実施し、又は実施すると見込まれる者
  - (3) 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であって自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者
  - (4) その他当該市町村が必要と認める者
- 3 第15条の2第3項から第9項までの規定は、第1項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第4項

- (1) 公園事業の執行として行う行為

- (2)・(3) 略

(普通地域)

第22条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域(以下「普通地域」という。)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

- (1)～(6) 略
- 2～6 略
- 7 次の各号に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。
  - (1) 公園事業の執行として行う行為

- (2)～(5) 略

(利用のための規制)

第26条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1)・(2) 略
- 2・3 略

中「第1項」とあるのは「第26条の2第1項」と、同条第5項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号」とあるのは「当該自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第26条の2第2項第3号」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定)

第26条の3 前条第1項に規定する協議会(以下この項及び次条第1項において単に「協議会」という。)において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画(以下「自然体験活動促進計画」という。)を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 自然体験活動促進計画の区域(以下この条において「計画区域」という。)
- (2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針
- (3) 自然体験活動促進計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体
- (5) 計画期間
- (6) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 公園計画に照らして適切なものであること
- (2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。
- (3) 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第3項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)

第26条の4 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項の認定(前項の変更の認定を含む。以下同じ。)を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を、知事に届け出なければならない。

3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。



## (認定の取消し)

第26条の5 知事は、第26条の3第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画(変更があったときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然体験活動促進計画」という。)が第26条の3第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

## (報告徴収及び立入検査)

第26条の6 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第26条の3第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## (風景地保護協定の締結等)

第27条 県若しくは市町村又は第33条第1項の規定により指定された公園管理団体で第34条第1項第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域(海域を除く。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

(1)～(5) 略

2～5 略

## (指定)

第33条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2～4 略

## (業務)

第34条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

## (風景地保護協定の締結等)

第27条 県若しくは市町村又は第33条第1項の規定により指定された公園管理団体で第34条第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域(海域を除く。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

(1)～(5) 略

2～5 略

## (指定)

第33条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2～4 略

## (業務)

第34条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(4) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(5) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2. 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。
- (1) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
  - (2) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
  - (3) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。
  - (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第35条 公園管理団体は、県及び市町村との密接な連携の下に前条第1項第1号に掲げる業務を行わなければならない。

第40条 略

(利用の増進のための情報の提供等)

第40条の2 県は、自然公園の利用の増進に資するため、国内外における自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第42条 第15条第1項又は第23条第1項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第43条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第3項の認可を受けた者が、同条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更したとき。
- (2) 第10条第10項の規定により認可に付された条件に違反したとき。
- (3) 第20条第3項の規定に違反したとき。
- (4) 第21条の規定により許可に付された条件に違反したとき。

第44条 第11条、第22条第2項又は第36条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第45条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- (2) 第22条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 第22条第5項の規定に違反したとき。
- (4) 第24条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 第24条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (6) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第26条第1項第1号に掲げる行為をしたとき。
- (7) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第26条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をしたとき。
- (8) 第39条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げたとき。

(連携)

第35条 公園管理団体は、県及び市町村との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

第40条 略

第42条 第15条第1項又は第23条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更した者(同条第3項の認可を受けた者に限る。)
- (2) 第10条第10項の規定により認可に付された条件に違反した者
- (3) 第20条第3項の規定に違反した者
- (4) 第21条の規定により許可に付された条件に違反した者

第44条 第11条、第22条第2項又は第36条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (2) 第22条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第22条第5項の規定に違反した者
- (4) 第24条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第24条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (6) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第26条第1項第1号に掲げる行為をした者
- (7) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第26条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者
- (8) 第39条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

第2条 和歌山県立自然公園条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用のための規制)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号又は第3号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。</p> <p>3 略</p> <p>第42条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第15条第1項又は第23条第1項の規定による命令に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>第20条第3項の規定に違反したとき。</u></p> <p>第43条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>第45条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第16条第1項若しくは第2項若しくは第26条の6第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第26条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号又は第3号に掲げる行為をしたとき。</p> <p>(8) 略</p>	<p>(利用のための規制)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。</p> <p>3 略</p> <p>第42条 第15条第1項又は第23条第1項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第43条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第20条第3項の規定に違反したとき。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>第45条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第26条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をしたとき。</p> <p>(8) 略</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。  
(和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成11年和歌山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">事務</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">市町村</td> </tr> </table>	事務	市町村	<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">事務</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">市町村</td> </tr> </table>	事務	市町村
事務	市町村				
事務	市町村				

<p>略</p> <p>7 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。）及び和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 条例第12条第2項の規定による協議及び承認に係る知事に提出すべき申請書の受理並びに同条第3項の規定による承認に係る知事に提出すべき申請書の受理</p> <p>(11)～(13) 略</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>7 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。）及び和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 条例第12条第1項の規定による協議及び承認に係る知事に提出すべき申請書の受理並びに同条第2項の規定による承認に係る知事に提出すべき申請書の受理</p> <p>(11)～(13) 略</p> <p>略</p>
---	---

和歌山県自然海浜保全地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第17号

和歌山県自然海浜保全地区条例の一部を改正する条例

和歌山県自然海浜保全地区条例（平成11年和歌山県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の13の規定に基づく自然海浜保全地区の指定及び同法第12条の14の規定に基づく自然海浜保全地区内における行為の届出等に関し必要な事項を定めることにより、自然海浜の保全及び適正な利用を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(自然海浜保全地区の指定)</p> <p>第4条 知事は、瀬戸内海（瀬戸内海環境保全特別措置法第2条第1項に規定する瀬戸内海をいう。）の海浜地及びこれに面する海面のうち、次の各号に該当する区域を自然海浜保全地区として指定することができる。</p> <p>(1) 水際線付近又はその水深がおおむね20メートルを超えない海域において砂浜、干潟、岩礁その他これらに類する自然（以下この号において「砂浜等」という。）の状態が維持されているもの（損なわれた砂浜等が再生され、又は砂浜等が新たに創出されたものを含む。）</p> <p>(2) 略</p> <p>2～8 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の7の規定に基づく自然海浜保全地区の指定及び同法第12条の8の規定に基づく自然海浜保全地区内における行為の届出等に関し必要な事項を定めることにより、自然海浜の保全及び適正な利用を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(自然海浜保全地区の指定)</p> <p>第4条 知事は、瀬戸内海（瀬戸内海環境保全特別措置法第2条第1項に規定する瀬戸内海をいう。）の海浜地及びこれに面する海面のうち、次の各号に該当する区域を自然海浜保全地区として指定することができる。</p> <p>(1) 水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの</p> <p>(2) 略</p> <p>2～8 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県男女共同参画センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第18号

和歌山県男女共同参画センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県男女共同参画センター設置及び管理条例（平成18年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>和歌山県ジェンダー平等推進センター設置及び管理条例</u></p> <p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 <u>男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）及び和歌山県男女共同参画推進条例（平成14年和歌山県条例第14号）の理念にのっとり、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図ること（第3条において「ジェンダー平等推進」という。）を目的として、和歌山県ジェンダー平等推進センター（以下「センター」という。）を設置する。</u></p> <p style="text-align: center;">（業務）</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>ジェンダー平等推進に関する学習及び啓発に関すること。</u></li> <li>(2) <u>ジェンダー平等推進に関する情報の収集及び提供に関すること。</u></li> <li>(3) <u>ジェンダー平等推進を阻害する行為の相談に関すること。</u></li> <li>(4) <u>団体等が行うジェンダー平等推進に関する活動の支援に関すること。</u></li> <li>(5) 略</li> </ol>	<p style="text-align: center;"><u>和歌山県男女共同参画センター設置及び管理条例</u></p> <p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 <u>男女共同参画（和歌山県男女共同参画推進条例（平成14年和歌山県条例第14号）第2条第1号に規定する男女共同参画をいう。以下同じ。）の推進を図るとともに、男女共同参画に関する活動及び交流の拠点とするため、和歌山県男女共同参画センター（以下「センター」という。）を設置する。</u></p> <p style="text-align: center;">（業務）</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>男女共同参画に関する学習及び啓発に関すること。</u></li> <li>(2) <u>男女共同参画に関する情報の収集及び提供に関すること。</u></li> <li>(3) <u>男女共同参画を阻害する行為の相談に関すること。</u></li> <li>(4) <u>団体等が行う男女共同参画に関する活動の支援に関すること。</u></li> <li>(5) 略</li> </ol>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県紀南児童相談所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第19号

和歌山県紀南児童相談所設置条例の一部を改正する条例

和歌山県紀南児童相談所設置条例（昭和39年和歌山県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

和歌山県児童相談所設置条例

(設置)  
第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項の規定に基づき、児童相談所を設置する。

(名称、位置及び管轄区域)  
第2条 児童相談所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
和歌山県中央児童相談所	和歌山市	和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 紀の川市 岩出市 海草郡 伊都郡 有田郡 日高郡(みなべ町を除く。)
和歌山県紀南児童相談所	田辺市	田辺市 新宮市 日高郡のうちみなべ町 西牟婁郡 東牟婁郡

(児童一時保護施設の設置)  
第3条 児童福祉法第12条の4第1項の規定に基づき、和歌山県中央児童相談所に、児童を一時保護する施設として和歌山県中央児童相談所一時保護施設を設ける。

和歌山県紀南児童相談所設置条例

(設置)  
第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項の規定に基づき、和歌山県紀南児童相談所(以下「紀南児童相談所」という。)を設置する。

(位置及び管轄区域)  
第2条 紀南児童相談所は、田辺市に置く。

2. 紀南児童相談所の管轄区域は、田辺市、新宮市、日高郡のうちみなべ町、西牟婁郡及び東牟婁郡とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県女性保護施設なぐさホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第20号

和歌山県女性保護施設なぐさホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県女性保護施設なぐさホーム設置及び管理条例(昭和39年和歌山県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>和歌山県なぐさホーム設置及び管理条例</p> <p>(設置) 第1条 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に規定する女性自立支援施設として和歌山県なぐさホーム(以下「なぐさホーム」という。)を設置する。</u></p>	<p>和歌山県女性保護施設なぐさホーム設置及び管理条例</p> <p>(設置) 第1条 <u>売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条の規定に基づく婦人保護施設として和歌山県女性保護施設なぐさホーム(以下「なぐさホーム」という。)を設置する。</u></p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第21号

和歌山県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準）

第3条 第1条の女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第65条第2項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

（人権擁護）

第4条 女性自立支援施設は、入所者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、その職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

（非常災害対策）

第5条 女性自立支援施設は、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。

（安全管理対策）

第6条 女性自立支援施設は、入所者の安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を置かなければならない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（和歌山県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止）

2 和歌山県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年和歌山県条例第58号）は、廃止する。

和歌山県DV相談支援センター設置条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第22号

和歌山県DV相談支援センター設置条例

(設置)

第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づく女性相談支援センターとして和歌山県DV相談支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置及び管轄区域)

第2条 センターは、和歌山市に置く。

2 センターの管轄区域は、県内一円とする。

(業務)

第3条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 法第9条第3項に規定する業務
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第3項に規定する業務

(一時保護施設の設置)

第4条 法第9条第6項の規定に基づき、センターに、一時保護を行う施設として和歌山県DV相談支援センター一時保護施設を設ける。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

---

和歌山県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第23号

和歌山県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

和歌山県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年和歌山県条例第64号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

---

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第24号



和歌山県子ども・女性・障害者相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター設置及び管理条例（平成7年和歌山県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>和歌山県障害児者サポートセンター設置及び管理条例</u></p> <p>(設置) 第1条 身体障害者及び知的障害者の福祉の増進を図るため、<u>和歌山県障害児者サポートセンター</u>（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>2 (以下「センター」という。)を設置する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(位置及び管轄区域) 第2条 略 2 センターの管轄区域は、<u>県内一円とする。</u></p> <p>(業務) 第3条 センターは、次の業務を行う。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>和歌山県子ども・女性・障害者相談センター設置及び管理条例</u></p> <p>(設置) 第1条 <u>児童、女性、身体障害者及び知的障害者の福祉の増進を図るため、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>2 センターは、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定に基づく児童相談所とし、その管轄区域は、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市、岩出市、海草郡、伊都郡、有田郡及び日高郡（みなべ町を除く。）とする。</u></p> <p>3 センターは、<u>児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第4条第1項の規定に基づく中央児童相談所とする。</u></p> <p>4 センターは、<u>児童福祉法第12条の4の規定に基づく児童の一時保護施設とする。</u></p> <p>5 センターは、<u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項の規定に基づく婦人相談所とする。</u></p> <p>6 センターは、<u>売春防止法第34条第5項の規定に基づく要保護女子の一時保護施設とする。</u></p> <p>7・8 略</p> <p>(位置) 第2条 略</p> <p>(業務) 第3条 センターは、次の業務を行う。 (1) <u>児童福祉法第12条第2項に規定する業務</u> (2) <u>売春防止法第34条第3項に規定する業務</u> (3) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項に規定する業務</u> (4)～(8) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(和歌山県使用料及び手数料条例の一部改正)

2 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1（第2条関係） 1～11 略 11の2 <u>和歌山県障害児者サポートセンター使用料</u> (1)・(2) 略 12～33 略</p>	<p>別表第1（第2条関係） 1～11 略 11の2 <u>和歌山県子ども・女性・障害者相談センター使用料</u> (1)・(2) 略 12～33 略</p>

精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

**和歌山県条例第25号**

精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第38条の2第2項の規定に基づき、精神科病院に入院中の任意入院者（同項に規定する任意入院者をいう。以下同じ。）の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(報告)</p> <p>第2条 法第38条の2第2項に規定する精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。）第20条の5各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第38条の2第3項の規定に基づき、精神科病院に入院中の任意入院者（同項に規定する任意入院者をいう。以下同じ。）の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(報告)</p> <p>第2条 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。）第20条の5各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

**和歌山県条例第26号**

和歌山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県難病・子ども保健相談支援センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本周 平

和歌山県条例第27号

和歌山県難病・子ども保健相談支援センター設置条例の一部を改正する条例

和歌山県難病・子ども保健相談支援センター設置条例（平成18年和歌山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>和歌山県難病・子ども保健相談支援センター設置条例</u></p> <p>(設置) 第1条 難病患者及び疾病により長期にわたり療養を要する児童の療養等に関し、相談に応じ、及び必要な支援を行う機関として、<u>和歌山県難病・子ども保健相談支援センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。</p>	<p><u>和歌山県難病・子ども保健相談支援センター設置条例</u></p> <p>(設置) 第1条 難病患者及び疾病により長期にわたり療養を要する児童の療養等に関し、相談に応じ、及び必要な支援を行う機関として、<u>和歌山県難病・子ども保健相談支援センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸 本周 平

和歌山県条例第28号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p><u>(1)～(6)</u> 略</p> <p>(中毒症状の情報の提供) 第10条 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所の医師は、<u>診察の結果受診者が第</u></p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p><u>(1) 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻</u></p> <p><u>(2)～(7)</u> 略</p> <p>(中毒症状の情報の提供) 第10条 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所の医師は、<u>診察の結果受診者が第</u></p>

2条第6号に掲げる薬物を吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用したことによる中毒症状を呈する者であると診断したときは、その症状その他規則で定める情報を知事に提供するものとする。

2 略

(知事監視製品の指定)

第11条 知事は、第2条第6号に掲げる薬物のうち、その名称、使用方法等の表示内容、販売場所、販売方法、広告その他の情報から、その用途及び使用方法に反して、吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認めるものを知事監視製品として指定することができる。

2・3 略

(知事監視製品の指定の失効)

第12条 前条第1項の規定による指定は、知事監視製品が第2条第1号から第5号までに掲げる薬物に指定され、若しくは該当するに至ったとき又は知事監視製品が第17条第1項の知事指定薬物に指定されるに至ったときは、その効力を失うものとする。

2・3 略

(知事指定薬物の指定)

第17条 知事は、第2条第6号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認められるものであって、同条第1号から第5号までに掲げるものと同等に人の健康に被害が生じるものとして、特定できたものを知事指定薬物として指定することができる。

2・3 略

(知事指定薬物の指定の失効)

第18条 前条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1号から第5号までに掲げる薬物に指定され、又は該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。

2・3 略

(緊急時の勧告)

第22条 知事は、第2条第6号に掲げる薬物の濫用により県民の健康に重大な被害が生じ、又は生じのおそれがあると認めるときは、第17条第1項の規定により当該薬物を知事指定薬物として指定する前に、当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとることを勧告することができる。

2 略

(和歌山県薬物検討審査会)

第25条 第2条第6号に掲げる薬物の危険性に関する情報について調査を行い、その結果を知事に報告するため、知事の附属機関として、和歌山県薬物検討審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2～7 略

2条第7号に掲げる薬物を吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用したことによる中毒症状を呈する者であると診断したときは、その症状その他規則で定める情報を知事に提供するものとする。

2 略

(知事監視製品の指定)

第11条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物のうち、その名称、使用方法等の表示内容、販売場所、販売方法、広告その他の情報から、その用途及び使用方法に反して、吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認めるものを知事監視製品として指定することができる。

2・3 略

(知事監視製品の指定の失効)

第12条 前条第1項の規定による指定は、知事監視製品が第2条第1号から第6号までに掲げる薬物に指定され、若しくは該当するに至ったとき又は知事監視製品が第17条第1項の知事指定薬物に指定されるに至ったときは、その効力を失うものとする。

2・3 略

(知事指定薬物の指定)

第17条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認められるものであって、同条第1号から第6号までに掲げるものと同等に人の健康に被害が生じるものとして、特定できたものを知事指定薬物として指定することができる。

2・3 略

(知事指定薬物の指定の失効)

第18条 前条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1号から第6号までに掲げる薬物に指定され、又は該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。

2・3 略

(緊急時の勧告)

第22条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物の濫用により県民の健康に重大な被害が生じ、又は生じのおそれがあると認めるときは、第17条第1項の規定により当該薬物を知事指定薬物として指定する前に、当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとることを勧告することができる。

2 略

(和歌山県薬物検討審査会)

第25条 第2条第7号に掲げる薬物の危険性に関する情報について調査を行い、その結果を知事に報告するため、知事の附属機関として、和歌山県薬物検討審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2～7 略

## 附 則

この条例は、公布の日又は大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

和歌山県2025年日本国際博覧会基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第29号

和歌山県2025年日本国際博覧会基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例  
和歌山県2025年日本国際博覧会基金の設置、管理及び処分に関する条例（令和5年和歌山県条例第3号）  
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 令和7年に開催される2025年日本国際博覧会への県の出展及び当該博覧会に係る広報活動、当該出展のための先端的な技術の振興並びに<u>県内に設置された学校に就学している児童及び生徒の当該博覧会における先端的な技術及び国際理解に関する体験学習の実施の促進に要する経費の財源に充てるため、和歌山県2025年日本国際博覧会基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p>	<p>(設置) 第1条 令和7年に開催される2025年日本国際博覧会への県の出展及び当該博覧会に係る広報活動並びに当該出展のための先端的な技術の振興に要する経費の財源に充てるため、和歌山県2025年日本国際博覧会基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第30号

和歌山県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、和歌山県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県に納付すべき当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、地域経済の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20条第4項に規定する中小企業者等という。
- (2) 求償権の放棄等 保証協会が求償権（保証協会が信用保証協会法第20条第1項第1号の債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより中小

企業者等に対して有することとなるものに限る。以下この号及び第4号において同じ。)を放棄すること又は求償権の金額に満たない額を対価として当該求償権を譲渡することをいう。

- (3) 損失補償契約 県と保証協会との間の契約であって、保証協会が保証債務を履行した際に生じた損失に対して県が補償を行うことを定めたものをいう。
- (4) 回収納付金 保証協会が、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち県に納付しなければならないものをいう。  
(回収納付金を受け取る権利の放棄)

第3条 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該申請に係る求償権の放棄等が、次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認するとともに、回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

- (1) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号)第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行の支援を受けて策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)第2条第3項に規定する特定調停(同法第17条第1項に規定する調停条項を定めたものを除く。)又は特定調停に係る事件に関し裁判所がする民事調停法(昭和26年法律第222号)第17条の規定に基づき策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画
- (3) 株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第25条第4項に規定する再生支援決定又は同法第32条の2第3項に規定する特定支援決定を行った中小企業者等の事業の再生等に関する計画
- (4) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に係るものとして策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画
- (5) 産業競争力強化法第135条第1項の中小企業再生支援協議会が同条第5項の規定に基づき決定した事項に従い同法第134条第2項に規定する認定支援機関が行う同項第1号の指導又は助言を受けて策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条第1号の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画
- (7) 産業競争力強化法第140条第2号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う同法第134条第2項第1号の指導又は助言を受けて策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画
- (8) 前各号に掲げるもののほか、中小企業者等と債権者との合意に基づき行われる債務の整理に関する指針として知事が適当であると認めるものに基づき策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画

(報告)

第4条 知事は、前条第2項の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県営工業用水道事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第31号

和歌山県営工業用水道事業条例の一部を改正する条例

和歌山県営工業用水道事業条例（昭和34年和歌山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）				
名称		基本料金 （1立方 メートル 当たり）	特定料金 （1立方 メートル 当たり）	超過料金 （1立方 メートル 当たり）	名称		基本料金 （1立方 メートル 当たり）	特定料金 （1立方 メートル 当たり）	超過料金 （1立方 メートル 当たり）
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略
紀の川工業用水道	第2工業用水道	<u>14円</u>	<u>14円</u>	<u>28円</u>	紀の川工業用水道	第2工業用水道	<u>11円70銭</u>	<u>11円70銭</u>	<u>19円60銭</u>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第32号

和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により和歌山県公営企業の業務に従事す	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により和歌山県公営企業の業務に従事す

る職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

る職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県企業立地促進資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第33号

和歌山県企業立地促進資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

和歌山県企業立地促進資金貸付基金の設置及び管理に関する条例（昭和58年和歌山県条例第8号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県産業開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第34号

和歌山県産業開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県産業開発基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和57年和歌山県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。 (1) <u>特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）第51条第1項第8号の規定に基づく交付金のうち予算で定める額</u> (2) 略	(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。 (1) <u>電源開発促進対策特別会計法施行令（昭和49年政令第340号）第1条第1項第16号の規定に基づく交付金のうち予算で定める額</u> (2) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平



和歌山県条例第35号

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成12年和歌山県条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 地方公営企業法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除</u>について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 地方公営企業法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除</u>について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第36号

和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

和歌山県建築基準法施行条例（平成13年和歌山県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定の建築物の敷地に対する適用除外)</p> <p>第15条 <u>次に掲げる建築物の敷地については、第6条、第8条、第9条、第12条及び第13条の規定は、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>法第43条第2項各号のいずれかに該当する建築物</u></p> <p>(2) <u>法第86条第1項又は第2項の規定による認定を受けた建築物</u></p> <p>(3) <u>法第86条第3項又は第4項の規定による許可を受けた建築物</u></p> <p>(4) <u>法第86条の2第1項の規定による認定を受けた建築物</u></p> <p>(5) <u>法第86条の2第2項又は第3項の規定による許可を受けた建築物</u></p> <p>(6) <u>令第137条の12第6項の規定による範囲の認定を受けた建築物</u></p> <p>(建築計画概要書等の写しの交付)</p> <p>第17条 知事は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<u>第11条の3第1項各号に掲げる書類の写しの交付の請求があったときは、規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。</u></p>	<p>(特定の建築物の敷地に対する適用除外)</p> <p>第15条 <u>法第43条第2項各号のいずれかに該当する建築物又は法第86条第1項から第4項まで若しくは法第86条の2第1項から第3項までの規定による認定若しくは許可を受けた建築物の敷地については、第6条、第8条、第9条、第12条及び第13条の規定は適用しない。</u></p> <p>(建築計画概要書等の写しの交付)</p> <p>第17条 知事は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<u>第11条の4第1項各号に掲げる書類の写しの交付の請求があったときは、規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。</u></p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県漁港管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第37号

和歌山県漁港管理条例等の一部を改正する条例

(和歌山県漁港管理条例の一部改正)

第1条 和歌山県漁港管理条例（昭和41年和歌山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関しては、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、この条例の定めるところによる。</u></p> <p>(土砂採取料等) 第13条の2 漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について、<u>法第39条第1項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）は、それぞれ別表第2に定める土砂採取料又は占用料（消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものにあつては、同表に定める額に100分の110を乗じて得た額。以下「土砂採取料等」という。）を知事に納付しなければならない。ただし、法第39条第4項に規定する者については、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項本文の場合において、算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>別表第2（第13条の2関係） 1 <u>土砂採取料</u></p> <div data-bbox="228 1787 774 1841" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 略 2 <u>占用料</u></p> <div data-bbox="228 1944 774 1998" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 略</p>	<p>(趣旨) 第1条 県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関しては、<u>漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、この条例の定めるところによる。</u></p> <p>(土砂採取料等) 第13条の2 漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者（以下「採取者等」という。）は、それぞれ別表第2に定める土砂採取料又は占用料（消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものにあつては、同表に定める額に100分の110を乗じて得た額。以下「土砂採取料等」という。）を知事に納付しなければならない。この場合において、<u>算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>別表第2（第13条の2関係） 1 <u>土砂採取料（法第39条第1項の規定による許可に係る土砂採取料）</u></p> <div data-bbox="834 1787 1380 1841" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 略 2 <u>水域及び公共空地占用料（法第39条第1項の規定による許可に係る占用料）</u></p> <div data-bbox="834 1944 1380 1998" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 略</p>

(和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の一部改正)

第2条 和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例(平成20年和歌山県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 公共水域等 次に掲げる区域をいう。 ア 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域 イ～オ 略 (6)～(8) 略</p> <p>(重点調整区域の指定等) 第8条 略 2・3 略 4 知事は、重点調整区域のうち係留保管施設が確保されたと認められた区域については、当該重点調整区域の指定を解除し、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項に規定する漁港管理者が指定した区域、港湾法第37条の11第1項に規定する港湾管理者が指定した区域又は海岸法第8条の2第1項若しくは第37条の6第1項に規定する海岸管理者が指定した区域とすることとするものとする。 5 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 公共水域等 次に掲げる区域をいう。 ア 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域 イ～オ 略 (6)～(8) 略</p> <p>(重点調整区域の指定等) 第8条 略 2・3 略 4 知事は、重点調整区域のうち係留保管施設が確保されたと認められた区域については、当該重点調整区域の指定を解除し、漁港漁場整備法第39条第5項に規定する漁港管理者が指定した区域、港湾法第37条の11第1項に規定する港湾管理者が指定した区域又は海岸法第8条の2第1項若しくは第37条の6第1項に規定する海岸管理者が指定した区域とすることとするものとする。 5 略</p>

(和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例の一部改正)

第3条 和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例(令和4年和歌山県条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(規制水域の指定) 第6条 略 2 略 3 知事は、次の各号に掲げる区域の全部又は一部について規制水域の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる区域を管理する者と協議しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域 (4)～(6) 略 4～9 略</p>	<p>(規制水域の指定) 第6条 略 2 略 3 知事は、次の各号に掲げる区域の全部又は一部について規制水域の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる区域を管理する者と協議しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域 (4)～(6) 略 4～9 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第38号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県立学校等職員定数条例（昭和31年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定数) 第2条 県立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 高等学校 <u>1,900人</u> (3) 略</p> <p>第3条 略</p> <p>第4条 市町村立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「法」という。）第1条に規定する職員 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） <u>3,974人</u> 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） <u>2,168人</u> (2) 略</p>	<p>(定数) 第2条 県立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 高等学校 <u>1,895人</u> (3) 略</p> <p>第3条 略</p> <p>第4条 市町村立の学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「法」という。）第1条に規定する職員 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） <u>3,982人</u> 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） <u>2,178人</u> (2) 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第39号

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県職員定数条例（平成9年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定数) 第2条 次の各号に掲げる職員の定数は、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 知事の事務部局の職員 <u>3,733人</u> (2)～(4) 略 (5) 教育委員会の事務局の職員 <u>179人</u> (6)～(8) 略 2 略</p>	<p>(定数) 第2条 次の各号に掲げる職員の定数は、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 知事の事務部局の職員 <u>3,704人</u> (2)～(4) 略 (5) 教育委員会の事務局の職員 <u>203人</u> (6)～(8) 略 2 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会の職務権限の特例に関する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第40号

和歌山県教育委員会の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、同項第2号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際本則に規定する事務に係る法令、条例又は和歌山県教育委員会規則（以下この項において「法令等」という。）の規定により和歌山県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に法令等の規定により和歌山県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

和歌山県大学生等進学支援金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第41号

和歌山県大学生等進学支援金貸与条例の一部を改正する条例

和歌山県大学生等進学支援金貸与条例（令和3年和歌山県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義） 第2条 この条例において「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に規定する大学及び専修学校の専門課程であって<u>教育委員会規則</u>で定める要件を満たす課程をいう。</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に規定する大学（<u>修業年限が4年又は6年であるものに限る。</u>）及び専修学校の専門課程であって、<u>教育委員会規則</u>で定める要件を満たす課程をいう。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>（進学支援金の貸与の期間） 第5条 進学支援金の貸与の期間は、当該進学支援金の貸与を受けることとなった日の属する年度の初日から起算して3年を経過した日の属す</p>	<p>（進学支援金の支給の期間） 第5条 進学支援金の支給の期間は、当該進学支援金の貸与を受けることとなった日の属する年度の初日から起算して3年を経過した日の属す</p>

る年度の末日までとする。

2 進学支援金の貸与を受けることとなった者が入学しようとする大学等の正規の修業年限が4年に満たない場合における前項の規定の適用については、同項中「3年」とあるのは、当該修業年限が3年であるときは「2年」と、当該修業年限が2年であるときは「1年」とする。

(進学支援金の返還)

第10条 進学支援金の貸与を受けた者が、大学等を卒業した日(退学した場合その他の教育委員会規則で定める場合にあつては、教育委員会規則で定める日)の属する月の翌月から起算して1年を経過した後20年を超えない範囲で教育委員会規則で定める期間内に、教育委員会規則で定めるところにより、貸与を受けた進学支援金を返還しなければならない。

2 前項の者が、次条の規定により返還の期間を延長されたとき又は第12条の規定により返還が猶予されたときは、前項の規定にかかわらず、前項の期間に当該延長された期間又は当該猶予された期間を加えた期間内に、貸与を受けた進学支援金を返還しなければならない。

3 略

る年度の末日までとする。

(進学支援金の返還)

第10条 進学支援金の貸与を受けた者が、大学等を卒業した日(退学した場合その他の教育委員会規則で定める場合にあつては、教育委員会規則で定める日)の属する月の翌月から起算して1年を経過した後20年(次条の規定により返還の期間が延長されたとき又は第12条の規定により返還が猶予されたときは、20年に当該延長された後の期間又は当該猶予された期間を加えた期間)以内に、教育委員会規則で定めるところにより、貸与を受けた進学支援金を返還しなければならない。

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の和歌山県大学生等進学支援金貸与条例第10条の規定は、令和6年度以後に大学生等進学支援金の貸与を受けることとなった者について適用し、令和5年度以前に大学生等進学支援金の貸与を受けることとなった者については、なお従前の例による。

和歌山県スポーツ推進審議会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第42号

和歌山県スポーツ推進審議会条例等の一部を改正する条例

(和歌山県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第1条 和歌山県スポーツ推進審議会条例(昭和37年和歌山県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第2条 略 2 略 3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、 <u>知事が任命する。</u>  (1)・(2) 略 4・5 略	(組織) 第2条 略 2 略 3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、 <u>教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。</u>  (1)・(2) 略 4・5 略

(庶務)  
第5条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)  
第6条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

(庶務)  
第5条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(細則)  
第6条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が知事の意見を聴いて定める。

(和歌山県立体育館設置及び管理条例の一部改正)

第2条 和歌山県立体育館設置及び管理条例(昭和39年和歌山県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(施設の管理) 第4条 体育館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>知事</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(指定管理者が行う業務) 第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、第3条に規定する業務のうち、<u>知事</u>のみの権限に属する事務を除く業務</p> <p>(指定管理者の指定の申請) 第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(指定管理者の指定) 第8条 <u>知事</u>は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。 (1)~(3) 略 2 <u>知事</u>は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ和歌山県スポーツ施設等<u>指定管理者選定委員会</u>の意見を聴くものとする。</p> <p>(業務報告の聴取等) 第9条 <u>知事</u>は、体育館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(開館時間) 第10条 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>知事</u>が特に必要があると認めるとき、又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ<u>知事</u>の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。</p> <p>(休館日) 第11条 略</p>	<p>(施設の管理) 第4条 体育館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>教育委員会</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(指定管理者が行う業務) 第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、第3条に規定する業務のうち、<u>教育委員会</u>のみの権限に属する事務を除く業務</p> <p>(指定管理者の指定の申請) 第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他<u>教育委員会</u>規則で定める書類を添付して<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>(指定管理者の指定) 第8条 <u>教育委員会</u>は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。 (1)~(3) 略 2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ和歌山県社会教育施設等<u>指定管理者選定委員会</u>の意見を聴くものとする。</p> <p>(業務報告の聴取等) 第9条 <u>教育委員会</u>は、体育館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(開館時間) 第10条 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>が特に必要があると認めるとき、又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。</p> <p>(休館日) 第11条 略</p>

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき、又は指定管理者が特に必要があると認めるとき、又は指定管理者が特に必要があると認めるときは、体育館を臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第12条 体育館を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者（利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 略

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるとき、又は指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けたときは、体育館を臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第12条 体育館を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者（利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあつては、教育委員会。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 略

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(和歌山県立武道館設置及び管理条例の一部改正)

第3条 和歌山県立武道館設置及び管理条例（昭和44年和歌山県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(施設の管理)</p> <p>第4条 武道館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>知事が指定するもの</u>（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、第3条に規定する業務のうち、<u>知事</u>のみの権限に属する事務を除く業務</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他<u>規則</u>で定める書類を添付して<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第8条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ<u>和歌山県スポーツ施設等指定管理者選定委員会</u>の意見を聴くものとする。</p> <p>(業務報告の聴取等)</p> <p>第9条 知事は、武道館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。</p>	<p>(施設の管理)</p> <p>第4条 武道館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、第3条に規定する業務のうち、<u>教育委員会</u>のみの権限に属する事務を除く業務</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他<u>教育委員会規則</u>で定める書類を添付して<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第8条 <u>教育委員会</u>は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ<u>和歌山県社会教育施設等指定管理者選定委員会</u>の意見を聴くものとする。</p> <p>(業務報告の聴取等)</p> <p>第9条 <u>教育委員会</u>は、武道館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。</p>



(開館時間)  
第10条 略  
2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき、又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)  
第11条 略  
2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき、又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、武道館を臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)  
第12条 武道館を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者(利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。  
2 略

(委任)  
第16条 この条例に定めるもののほか、武道館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(開館時間)  
第10条 略  
2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるとき、又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)  
第11条 略  
2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるとき、又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、武道館を臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)  
第12条 武道館を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者(利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。  
2 略

(委任)  
第16条 この条例に定めるもののほか、武道館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(わかやまスケートパーク設置及び管理条例の一部改正)

第4条 わかやまスケートパーク設置及び管理条例(令和2年和歌山県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(行為の許可) 第3条 スケートパークにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1) 略 (2) その他知事の指定する行為 2 知事は、前項に掲げる行為が公衆のスケートパークの利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。 3 知事は、第1項の許可にスケートパークの管理上必要な条件を付すことができる。</p> <p>(利用の禁止又は制限) 第5条 知事は、スケートパークの損壊その他の理由によりその利用が危険と認められる場合においては、区域を定めて利用を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(監督処分) 第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第3条第1項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはスケートパークからの退去を命ずることができる。 (1)～(3) 略</p>	<p>(行為の許可) 第3条 スケートパークにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1) 略 (2) その他教育委員会の指定する行為 2 教育委員会は、前項に掲げる行為が公衆のスケートパークの利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。 3 教育委員会は、第1項の許可にスケートパークの管理上必要な条件を付すことができる。</p> <p>(利用の禁止又は制限) 第5条 教育委員会は、スケートパークの損壊その他の理由によりその利用が危険と認められる場合においては、区域を定めて利用を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(監督処分) 第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第3条第1項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはスケートパークからの退去を命ずることができる。 (1)～(3) 略</p>

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第3条第1項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1)～(3) 略

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、スケートパークの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第3条第1項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1)～(3) 略

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、スケートパークの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の和歌山県スポーツ推進審議会条例、和歌山県立体育館設置及び管理条例、和歌山県立武道館設置及び管理条例及びわかやまスケートパーク設置及び管理条例（以下この項において「旧条例」という。）の規定により和歌山県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に旧条例の規定により和歌山県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後に知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第43号

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例の一部を改正する条例

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第86号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(施設の管理)</p> <p>第4条 ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(施設の管理)</p> <p>第4条 ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

(3) 前2号に掲げるもののほか、第3条に規定する業務のうち、知事のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1)～(3) 略

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ和歌山県スポーツ施設等指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

(業務報告の聴取等)

第9条 知事は、ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(開館時間)

第10条 略

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第11条 略

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブを臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第12条 ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者(利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 略

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第3条に規定する業務のうち、教育委員会のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1)～(3) 略

2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ和歌山県社会教育施設等指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

(業務報告の聴取等)

第9条 教育委員会は、ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(開館時間)

第10条 略

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第11条 略

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブを臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第12条 ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者(利用許可に関する業務を指定管理者が行うことができない場合にあつては、教育委員会。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 略

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、ビッグ愛・ビッグホエール・ビッグウエーブの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表第3項中「及び武道場(和歌山ビッグウエーブ)」を「、武道場及び多目的室(和歌山ビッグウエーブ)」に改め、同項の表に次のように加える。

多目的室	4,500円	6,000円	5,850円	9,450円	10,670円	13,080円	1,800円
------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	--------

別表第3項の表備考2及び6中「及び武道場」を「、武道場及び多目的室」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウェーブ設置及び管理条例(以下この項において「旧条例」という。)の規定により和歌山県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前に旧条例の規定により和歌山県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後に知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

和歌山県監査委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第44号

和歌山県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県監査委員に関する条例(昭和27年和歌山県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(請求、要求等に基づく監査)  第7条 委員は、法第75条第1項の規定による監査の請求があったとき、法第199条第6項若しくは第7項若しくは法第235条の2第2項の規定による監査の要求があったとき、又は法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2の8第3項の規定により監査を求められたときは、当該請求、要求等を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</p>	<p>(請求、要求等に基づく監査)  第7条 委員は、法第75条第1項の規定による監査の請求があったとき、法第199条第6項若しくは第7項若しくは法第235条の2第2項の規定による監査の要求があったとき、又は法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2の2第3項の規定により監査を求められたときは、当該請求、要求等を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第45号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1 授業料</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 高等看護学院 <u>1人につき年額 118,800円</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>備考 略</p> <p>2 入学金</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>備考 <u>高等看護学院又はなぎ看護学校の入学金については、大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項の規定により知事が認定した授業料等減免対象者に対して、同項の規定により減免を行うものとする。</u></p> <p>3～33 略</p> <p>別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料（第2条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 消防法（昭和23年法律第186号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p> <p>(1) 法第11条第1項前段の規定に基づく危険物施設の設置の許可の申請に対する審査</p> <p>ア 略</p> <p>イ 貯蔵所</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>a 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>1,450,000円</u></p> <p>b 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>1,720,000円</u></p> <p>c 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>1,920,000円</u></p> <p>d 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>2,360,000円</u></p> <p>e 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>2,740,000円</u></p> <p>f 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>5,640,000円</u></p> <p>g 危険物の貯蔵最大数量が300,000</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1 授業料</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 高等看護学院</p> <p>ア 看護学科 <u>1人につき年額 118,800円</u></p> <p>イ 助産学科 <u>1人につき年額 118,800円</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>備考 略</p> <p>2 入学金</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>備考</p> <p>1 高等看護学院の看護学科を卒業し、引き続き同学院の助産学科に入学した者については、入学金は徴収しない。</p> <p>2 <u>高等看護学院又はなぎ看護学校の入学金については、大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項の規定により知事が認定した授業料等減免対象者に対して、同項の規定により減免を行うものとする。</u></p> <p>3～33 略</p> <p>別表第2 地方自治法その他の法令により標準が定められている手数料（第2条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 消防法（昭和23年法律第186号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p> <p>(1) 法第11条第1項前段の規定に基づく危険物施設の設置の許可の申請に対する審査</p> <p>ア 略</p> <p>イ 貯蔵所</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>a 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>1,180,000円</u></p> <p>b 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>1,410,000円</u></p> <p>c 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>1,590,000円</u></p> <p>d 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>1,950,000円</u></p> <p>e 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>2,270,000円</u></p> <p>f 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>4,550,000円</u></p> <p>g 危険物の貯蔵最大数量が300,000</p>

キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 1件につき 7,240,000円

h 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの 1件につき 8,790,000円

(カ)～(シ) 略

ウ 略

(2)～(6) 略

(7) 法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施

ア 甲種危険物取扱者試験 1件につき 7,200円

イ 乙種危険物取扱者試験 1件につき 5,300円

ウ 丙種危険物取扱者試験 1件につき 4,200円

備考 略

(8)～(10) 略

(11) 法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習 1件につき 5,300円

(12) 略

(13) 法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施

ア 甲種消防設備士試験 1件につき 6,600円

イ 乙種消防設備士試験 1件につき 4,400円

備考 略

(14)～(17) 略

3 略

4 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

(1) 法第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査

ア 略

イ 法第5条第1項第1号に該当する者であつて移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものを用いる。以下同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするもの(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第1項の許可を受けた者にあつては、許可の申請に対する審査1件につき6,000円)

(7)～(ロ) 略

ウ 略

(2)～(4) 略

(5) 法第20条第1項又は第3項の規定に基づく完成検査 1件につき 前各号の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額(法第5条第1項又は第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)

(6)～(15) 略

5～14の2 略

15 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

(1)～(4) 略

(5) 政令第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施

ア 略

キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 1件につき 5,820,000円

h 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの 1件につき 7,070,000円

(カ)～(シ) 略

ウ 略

(2)～(6) 略

(7) 法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施

ア 甲種危険物取扱者試験 1件につき 6,600円

イ 乙種危険物取扱者試験 1件につき 4,600円

ウ 丙種危険物取扱者試験 1件につき 3,700円

備考 略

(8)～(10) 略

(11) 法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習 1件につき 4,700円

(12) 略

(13) 法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施

ア 甲種消防設備士試験 1件につき 5,700円

イ 乙種消防設備士試験 1件につき 3,800円

備考 略

(14)～(17) 略

3 略

4 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

(1) 法第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査

ア 略

イ 法第5条第1項第1号に該当する者であつて移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものを用いる。以下同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするもの

(7)～(ロ) 略

ウ 略

(2)～(4) 略

(5) 法第20条第1項又は第3項の規定に基づく完成検査 1件につき 前各号の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額(法第5条第1項又は第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)

(6)～(15) 略

5～14の2 略

15 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

(1)～(4) 略

(5) 政令第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施

ア 略

イ 実技試験(1級、2級、3級、基礎級及び単一等級)

略

備考 この表の規定にかかわらず、実技試験の手数料の額は、1件につき、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額とする。

- (1) 次のア又はイに掲げる者が、それぞれア又はイに定める等級の実技試験を受けようとする場合 この表に定める手数料の額から9,000円を減じた額  
 ア 当該実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において23歳未満である者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者並びにイ、(2)及び(3)に規定する在校生を除く。) 3級

イ 当該実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において23歳未満である在校生(公共職業能力開発施設の職業訓練を受けている者、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の生徒、大学の学生その他これらに類する者として知事が認めるものをいう。以下この備考において同じ。)(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。) 2級

- (2) 略  
 (3) 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において23歳未満である在校生(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)が当該実技試験(3級に限る。)を受けようとする場合 2,900円

ウ 略  
 備考 略

- 16~31 略  
 32 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務  
 (1)~(9) 略  
 (10) 法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習 1件につき 14,000円  
 (11)~(20) 略  
 33 警備業法(昭和47年法律第117号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務  
 (1)・(2) 略

(3) 法第7条第1項の規定に基づく認定の有効期間の更新の申請に対する審査 1件につき 23,000円

(4)~(12) 略

- 34 略  
 35 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査 1件につき 12,000円

イ 実技試験(1級、2級、3級、基礎級及び単一等級)

略

備考 この表の規定にかかわらず、実技試験の手数料の額は、1件につき、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額とする。

- (1) 次のア又はイに掲げる者が、それぞれア又はイに定める等級の実技試験を受けようとする場合 この表に定める手数料の額から9,000円を減じた額  
 ア 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であつて、当該実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において25歳未満であるもの(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者並びにイ、(2)及び(3)に規定する在校生を除く。) 2級又は3級

イ 当該実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において25歳未満である在校生(公共職業能力開発施設の職業訓練を受けている者、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の生徒、大学の学生その他これらに類する者として知事が認めるものをいう。以下この備考において同じ。)(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。) 2級

- (2) 略  
 (3) 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において25歳未満である在校生(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)が当該実技試験(3級に限る。)を受けようとする場合 2,900円

ウ 略  
 備考 略

- 16~31 略  
 32 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務  
 (1)~(9) 略  
 (10) 法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習 1件につき 12,700円  
 (11)~(20) 略  
 33 警備業法(昭和47年法律第117号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務  
 (1)・(2) 略

(3) 法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付 1件につき 2,000円

(4) 法第7条第1項の規定に基づく認定証の有効期間の更新の申請に対する審査 1件につき 23,000円

(5) 法第11条第3項の規定に基づく認定証の書換え 1件につき 2,200円

(6)~(14) 略

- 34 略  
 35 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

(1) 法第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査 1件につき 12,000円

(2) 法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付 1件につき 1,700円

別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料  
(第2条関係)

1~3 略

4 保健・医療関係事務

(1) 試験及び免許等

ア~ク 略

ケ 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号。ケにおいて「法」という。)の施行に関する事務

(7) 法第5条第1項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査 1件につき 6,700円

(4) 法第7条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許証の再交付 1件につき 3,200円

(7) 法第6条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者の登録事項の変更 1件につき 3,200円

コ 略

(2) 略

5 略

6 工業関係事務

(1) 略

(2) 機器分析

ア~エ 略

オ X線分析

(7) 略

(4) 蛍光X線分析(エネルギー分散型)定性 1試料1測定につき 8,120円

イ

(7) 略

カ 核磁気共鳴分析

(7) 略

(4) 炭素

a 略

b 3時間以上 1試料につき 29,430円

(7) 略

(エ) 2D

a 略

b 3時間以上 1試料につき 30,540円

(オ) 固体

a 8時間未満 1試料につき 68,440円

b 8時間以上 1試料につき 99,770円

キ~ケ 略

(3)~(7) 略

(8) 物性測定

ア 化学物性測定

(7) 水素イオン濃度、電気伝導度、比重、密度、粘度 1試料1項目につき 1,330円

(4)・(7) 略

イ~キ 略

(9)・(10) 略

(3) 法第8条第3項の規定に基づく認定証の書換え 1件につき 2,100円  
36 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

(1) 法第4条第3項の規定に基づく同条第1項の規定による届出があったことを証する書面の交付 1件につき 3,600円

(2) 法第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付 1件につき 1,600円

(3) 法第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付 1件につき 1,100円

別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料  
(第2条関係)

1~3 略

4 保健・医療関係事務

(1) 試験及び免許等

ア~ク 略

ケ 大麻取締法(昭和23年法律第124号。ケにおいて「法」という。)の施行に関する事務

(7) 法第5条第1項の規定に基づく大麻取扱者免許の申請に対する審査 1件につき 6,700円

(4) 法第10条第6項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付 1件につき 3,200円

(7) 法第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更の申請に対する審査 1件につき 3,200円

コ 略

(2) 略

5 略

6 工業関係事務

(1) 略

(2) 機器分析

ア~エ 略

オ X線分析

(7) 略

(4) 蛍光X線分析(エネルギー分散型)定性 1試料1測定につき 7,390円

イ

(7) 略

カ 核磁気共鳴分析

(7) 略

(4) 炭素

a 略

b 3時間以上 1試料につき 26,760円

(7) 略

(エ) 2D

a 略

b 3時間以上 1試料につき 27,770円

(オ) 固体

a 8時間未満 1試料につき 62,220円

b 8時間以上 1試料につき 90,700円

キ~ケ 略

(3)~(7) 略

(8) 物性測定

ア 化学物性測定

(7) 水素イオン濃度、電気伝導度、比重、密度、粘度 1試料1項目につき 1,210円

(4)・(7) 略

イ~キ 略

(9)・(10) 略



- (11) 環境試験・測定
  - ア～オ 略
  - カ 耐候試験 1時間まで1,730円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに1,470円を加算する。
  - キ・ク 略
- (12) 微生物試験
  - ア 定性 1試料1項目につき 1,460円
  - イ 定量 1試料1項目につき 3,190円
  - ウ 略
- (13) 特定分野試験
  - ア 高分子(材料及び製品に限る。)
    - (ア)～(エ) 略
    - (イ) 水蒸気透過率(等圧法)
      - a 50度未満 1試料につき 16,530円
      - b 50度以上 1試料につき 19,550円
    - (ウ)・(エ) 略
  - イ 略
  - ウ 食品
    - (ア)・(イ) 略
    - (ウ) 食品保存試験 1試料1日まで1,990円とし、1日を超えるときは、その超える1日までごとに190円を加算する。
    - (エ)～(キ) 略
    - (ウ) 食品におい成分試験 1試料につき 10,930円
    - (ク) 有機酸成分試験 1試料1成分につき 5,740円
    - (カ) 略
  - エ～カ 略
  - キ 医薬品等
    - (ア) 略
    - (イ) 定量試験 1成分につき 4,120円
    - (ウ) 略
  - ク 略
- (14) デザイン・設計
  - ア CAD 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,330円
  - イ CAE
    - (ア) 設定 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,660円
    - (イ) 計算 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 470円
  - ウ～キ 略
- (15) 特殊加工
  - ア・イ 略
  - ウ 積層造形
    - (ア) 略
    - (イ) 粉末焼結 30分(30分未満は、30分とする。)につき 1,310円
  - エ・オ 略
  - カ その他特殊加工 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,520円
- (16)・(17) 略
- 備考 略
- 7～11 略
- 12 畜産関係事務
  - (1)～(11) 略
  - (12) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務
    - ア・イ 略

- (11) 環境試験・測定
  - ア～オ 略
  - カ 耐候試験 1時間まで1,580円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに1,340円を加算する。
  - キ・ク 略
- (12) 微生物試験
  - ア 定性 1試料1項目につき 1,330円
  - イ 定量 1試料1項目につき 2,900円
  - ウ 略
- (13) 特定分野試験
  - ア 高分子(材料及び製品に限る。)
    - (ア)～(エ) 略
    - (イ) 水蒸気透過率(等圧法)
      - a 50度未満 1試料につき 15,030円
      - b 50度以上 1試料につき 17,780円
    - (ウ)・(エ) 略
  - イ 略
  - ウ 食品
    - (ア)・(イ) 略
    - (ウ) 食品保存試験 1試料1日まで1,810円とし、1日を超えるときは、その超える1日までごとに180円を加算する。
    - (エ)～(キ) 略
    - (ウ) 食品におい成分試験 1試料につき 9,940円
    - (ク) 有機酸成分試験 1試料1成分につき 5,220円
    - (カ) 略
  - エ～カ 略
  - キ 医薬品等
    - (ア) 略
    - (イ) 定量試験 1成分につき 3,750円
    - (ウ) 略
  - ク 略
- (14) デザイン・設計
  - ア CAD
    - (ア) モデリング 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,330円
    - (イ) 解析(設定) 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,660円
    - (ウ) 解析(計算) 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 470円
  - イ～カ 略
- (15) 特殊加工
  - ア・イ 略
  - ウ 積層造形
    - (ア) 略
    - (イ) 粉末焼結 30分(30分未満は、30分とする。)につき 1,450円
  - エ・オ 略
  - カ その他特殊加工 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 4,110円
- (16)・(17) 略
- 備考 略
- 7～11 略
- 12 畜産関係事務
  - (1)～(11) 略
  - (12) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務
    - ア・イ 略

ウ 法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の注射又は薬浴 1件につき 5円から1,800円までの間で知事の定める額

エ 略

(13)・(14) 略

13 土木関係事務

(1)~(7) 略

(8) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

ア~エ 略

オ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号及び第12号において「建築物省エネ法」という。)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく同法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この号及び第15号において「建築物エネルギー消費性能適合性判定」という。)を受けた建築物(建築物省エネ法第25条第1項及び第35条第8項並びに都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第10条第9項及び第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築物を含む。以下この号において「適合判定建築物」という。)に係る法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、エ(7)に定める額に、次の表に定める額を加えて得た額とする。

略

(4) 略

カ~ほ 略

ま 建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する範囲に係る認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円

み 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する範囲に係る認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円

む 略

備考 略

(8)の2~(14) 略

(15) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

ア~キ 略

(16)・(17) 略

14~20 略

ウ 法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の注射又は薬浴 1件につき 5円から1,300円までの間で知事の定める額

エ 略

(13)・(14) 略

13 土木関係事務

(1)~(7) 略

(8) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

ア~エ 略

オ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号及び第12号において「建築物省エネ法」という。)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく同法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この号及び第15号において「建築物エネルギー消費性能適合性判定」という。)を受けた建築物(建築物省エネ法第25条第1項及び第35条第8項並びに都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第10条第9項及び第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築物を含む。以下この号において「適合判定建築物」という。)に係る法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく完了検査の手数料の額は、完了検査1件につき、エ(7)に定める額に、次の表に定める額を加えて得た額とする。

略

(4) 略

カ~ほ 略

ま 略

備考 略

(8)の2~(14) 略

(15) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

ア~キ 略

(16)・(17) 略

14~20 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第3第6項第14号の改正規定 公布の日

(2) 別表第2第2項第7号、第11号及び第13号の改正規定 令和6年5月1日

- (3) 別表第3第4項第1号ケの改正規定 公布の日又は大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日のいずれか遅い日